2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。
一　廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図
二　廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書
三　廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書
四　核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書
五　廃止措置期間中に機能を維持すべき試験研究用等原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書
六　廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書
七　廃止措置の実施体制に関する説明書
八　品質保証計画に関する説明書
九　前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会が必要と認める書類又は図面
3　［略］
（廃止措置計画の変更の認可の申請）
第十六条の七　法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　工場又は事業所の名称及び所在地（船舶にあつては、その船舶の名称）
三　試験研究用等原子炉の名称
四　変更に係る前条第一項第四号から第九号までに掲げる事項
五　［略］
2　前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて説明した資料を添付しなければならない。
3　［略］
（廃止措置の終了の確認の申請）
第十六条の十　法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
一　［略］
二　工場又は事業所の名称及び所在地（船舶にあつては、その船舶の名称）
三　試験研究用等原子炉の名称
四　試験研究用等原子炉施設の解体の実施状況
五　核燃料物質の譲渡しの実施状況
六　核燃料物質による汚染の除去の実施状況
七　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄の実施状況
2　［略］

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
一　廃止措置期間中に機能を維持すべき設備及びその機能並びにその機能を維持すべき期間に関する説明書
二　核燃料物質等による放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に関する説明書
三　廃止措置の工事上の過失、機械若しくは装置の故障又は地震、火災その他の災害があつた場合に発生すると想定される試験研究用等原子炉の事故の種類、程度、影響等に関する説明書
［号を加える。］
［号を加える。］
［号を加える。］
［号を加える。］
［号を加える。］
3　［同上］
（廃止措置計画の変更の認可の申請）
第十六条の七　法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第三項の廃止措置計画の変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
［号を加える。］
［号を加える。］
［号を加える。］
一　変更に係る前条第一項各号に掲げる事項
二　［同上］
2　前項の申請書には、変更後における前条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。
3　［同上］
（廃止措置の終了の確認の申請）
第十六条の十　法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項の廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
一　［同上］
二　廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地（船舶にあつては、その船舶の名称）
［号を加える。］
三　試験研究用等原子炉施設の解体の結果
四　核燃料物質の譲渡しの結果
五　核燃料物質による汚染の除去の結果
六　核燃料物質によつて汚染された物の廃棄の結果
2　［同上］